



児童扶養手当の 現況届提出をお忘れなく

8月は児童扶養手当現況届の提出月です。受給資格や手当額について審査を行います。聞き取りなども行うため、受給資格者本人に通知しますので、本人が窓口まで提出をお願いします。この届を提出しないと、手当が支給されませんので、必ず提出してください。

受付期間 8月1日(木)～8月30日(金)
8:30～17:15まで
(12:00～13:00までを除く)

提出書類 受給状況により異なりますので、
通知文書をご確認ください。

時効 現況届未提出のまま2年を経過すると時効が発生し、『受給資格喪失』となりますのでご承知おきください。

※令和6年度(令和5年中)の所得が未申告の方は、必ず所得申告を済ませてから提出してください。

▶7月下旬に届いた
ピンクの封筒をご確認ください。



お問い合わせ先

町民課 ☎22-3117
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

腎臓機能障害者 通院費助成について

腎臓機能の障害を有する方に対し、透析医療機関までの通院費を助成します。

助成対象者 下記の①から③の全てに該当する方

- ①町内に住所を有する方
- ②腎臓機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③人工透析療法のために医療機関へ通院する方
※医療機関による無料の送迎を利用して通院している場合は、対象外となります。

助成金の額

片道 2km以上10km未満：月額1,000円
片道10km以上30km未満：月額3,000円
片道30km以上：月額5,000円

申請方法

助成金交付申請書と医療機関が証明した通院証明書を下記期日までに提出してください。

令和6年4月～9月の通院に関わるもの 令和6年10月末日まで

令和6年10月～令和7年3月の通院に関わるもの 令和7年 4月末日まで

※助成を希望される方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

健康福祉課 ☎22-3115
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

産前産後期間の 国民年金保険料が免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、国民年金第1号被保険者が出産した際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

対象者 国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産した方

保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含む。)
- 免除対象期間[色の付いた部分が免除対象]

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単児の方				出産予定日※		
多胎の方				出産予定日※		

※届出が出産後の場合「出産日」

届出しないと免除になりません

産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。届出を行う期間について、すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。

届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能です。
お早めの届出をお勧めします。なお、出産後も届出が可能です。

お問い合わせ先 高知西年金事務所 ☎088-875-1717
※お問い合わせの際は、お手元に基礎年金番号の分かる、年金手帳や年金証書をご用意ください。
町民課 ☎22-3117 大正 町民生活課 ☎27-0112 十和 町民生活課 ☎28-5112



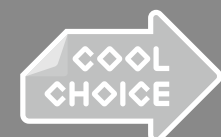
「人生会議」を知っていますか？

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。命の危機が迫った状態になると、約7割の方が、自ら希望する医療や介護を自分で決めたり、人に伝えたりすることができなくなると言われています。

「人生会議」とは、もしものときに備えて、前もって人生の最終段階をどう過ごしたいか、どのような医療や介護を受けたいかを考え、大切な人と話し合い、伝えておくことです。

地域包括支援センターでは、人生会議の重要性や具体的な内容について、地域に出向き講座を開講しています。関心のある方はぜひお問い合わせください。

お問い合わせ先 地域包括支援センター ☎22-3385 地域包括支援センター大正支所 ☎27-1212
地域包括支援センター十和支所 ☎28-5518



クールチョイス

脱炭素社会の実現の為、一人一人のライフスタイルの転換が重要です。節水・節電でCO₂削減と水道代・電気代の節約、環境と家計に優しい生活を続けましょう！

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎22-3119

小型特殊自動車(農耕作業用など) の登録はお済みですか？

トラクター、コンバイン、田植機などで乗用可能なものは、小型特殊自動車に区分され、ナンバー登録が法律によって義務付けられています。(個人以外の集落や農業法人も対象です。)

もし、登録していない車両があった場合や譲渡・廃車に伴う手続きをしていない場合は、税務課・各地域振興局で各種手続きをお願いします。

申請に必要なもの

- 申請書(税務課・各地域振興局にあります)
- 届出者の本人確認書類
- 登録する車両の、車名・型式・車台番号(製造番号)が分かるもの

お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

マイナンバーカードを 作りませんか？

役場まで行く手段がないから…

入院しているから…



そんなあなたに、申請サポートを行っています。県内の病院施設やご自宅まで、担当職員が訪問させていただきます。
まずはお気軽に、お電話ください。

お問い合わせ先
町民課 ☎22-3117